各都道府県教育委員会施設主管課各指定都市教育委員会施設主管課各 都 道 府 県 施 設 主 管 課 各 指 定 都 市 施 設 主 管 課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 担 当 部 課 各 国公私立高等専門学校施設担当部課各大学共同利用機関法人施設担当部課各文部科学省独立行政法人施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課 スポーツ庁参事官(地域振興担当)

体育館等の床から剥離した床板による負傷事故の防止について

標記のことについて、別添の「「体育館等の床から剥離した床板による負傷事故」について」 (平成27年9月25日消費者庁事故調査室)のとおり、主に体育館の床板の一部がはがれて身 体に刺さり負傷するという事故が発生しており、現在、消費者庁の消費者安全調査委員会におい て、その原因調査が行われています。

事故等の原因が究明され、再発防止策等が示されるまでには一定の期間が必要となりますが、 それまでの間に新たな事故が発生することがないよう、以下の点等について留意するようお願い します。

- 床板に傷や割れ、ささくれ、そり、浮き、目違い、床鳴り等がないかどうかを点検し、そのような状態を確認した場合は、速やかに修繕等(必要に応じて全面改修)を行うなどの維持管理を適切に行うこと。修繕等を行うまでの期間、利用者への注意喚起や必要に応じて使用を中止する等、事故を防止する措置を講ずること。
- 体育館等の床材による軽傷事故の発生状況を常時確認し、重大事故につながるおそれがないか検証すること。
- 経年劣化等により、床板が破損しやすくなっている場合があるため、床置き式のバスケットゴールやバレーボールのネット支柱、トレーニング機器、パイプ椅子の収納台車等の設置 や利用、移動の際に、床板に傷や破損等が生じないよう注意すること。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては、 所管の各学校、社会体育施設等へ周知を図るとともに、域内の市区町村教育委員会施設主管 課又は市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育員会又は市区町村所管の各学校、社会体育 施設等への周知をお願いします。また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立 学校(専修学校、各種学校を含む)に対して、周知を図られるようお願いします。

## (本件連絡先)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

環境施設企画係 窪田

電話:03-5253-4111 (内線2288)

E-mail: kubota-e2he@mext.go.jp

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

施設整備係 関口・横山

電話:03-5253-4111 (内線2672)

E-mail:stiiki@mext.go.jp

平成27年9月25日消費者庁事故調査室

「体育館等の床から剥離した床板による負傷事故」について

消費者安全調査委員会では、標記の事故について、その発生が一般的には知られておらず、今後も同種の事故が発生する可能性があると考えられることから、事故等原因調査を開始することとしました。

- 〇 調査委員会では、体育館や講堂の床から床板が剥離して身体に突き刺さり 危害を受けた事故が、国内で過去に8件発生していることを確認しました。 刺さった木片の長さは5cm~30cmでした。8件の中には、重傷を負った事故 があるほか、海外では死亡に至った事例もあります。
- これらの事故は、いずれもバレーボール(7件)やフットサル(1件)の 活動中の事故であり、フライングレシーブやスライディングなど床に滑り込 む動きをした際に発生しているものと推定されます。
- 今後、調査委員会において、事故原因や再発防止等について、調査・検討 を行いますが、体育館等の利用に当たっては、床板に、
  - 傷、割れがないか
  - ・反り、浮き、目違いがないか
  - 床鳴りするところがないか

どうか等を確認することが重要です。

## (参考) 事故事例

	発生年月	発生場所	事故概要
1	平成 18 年 8 月	高等学校	フライングレシーブの体勢で上半身か
		体育館	ら床に飛び込んだ際、浮き上がった床
			材の一部が右胸下部に刺さった。
2	平成 23 年 7 月	中学校	バレーボールの部活動中に床板の木片
		体育館	が左胸に刺さった。
3	平成 24 年 4 月	中学校	バレーボールのレシーブの練習で床に
		体育館	飛び込んだ際に、一部剥がれていた床
			板の木片が右胸に刺さった。
4	平成 25 年 4 月	中学校	バレーボールの部活動中に体育館の床
		体育館	板が剥がれて刺さりけがをした。
5	平成 25 年 5 月	公立体育館	バレーボールのレシーブの練習で上半
			身から床面に滑り込んだ際、床板の木
			片が腹部に刺さり5針を縫うけがをし
			た。
6	平成 26 年 4 月	公立体育館	バレーボールでレシーブをした際、床
			板の一部がめくれて右脇腹に刺さり負
			傷した。
7	平成 27 年 4 月	大学	フットサルの活動中、背中に床材の木
		講堂	片が突き刺さった。木片は肝臓にまで
			達していた。
8	不明	中学校	バレーボール部の練習中、ウォーミン
		体育館	グアップでフライングレシーブの練習
			をしていた。その際、体育館の床材の
			一部が左大腿部から左下肢に刺さっ
			た。

※4 及び 8 は消費者庁の事故情報データバンクに寄せられた事例 (4 は事故調査室が別途間取り調査を行った内容を含む。)。

それ以外は報道情報によるもの。

上記事故事例は消費者庁が事実関係や因果関係を確認していないものを含む。